

市報第9号

令和元年度横浜市事故繰越し繰越計算書報告

地方自治法施行令第150条第3項の規定により、令和元年度横浜市事故繰越し繰越計算書を次のように報告する。

令和2年6月23日

横浜市長 林 文 子

令和元年度横浜市

款	項	事業名	支出負担 行為額	の 内 訳		支出負担 行為予定額
				支出済額	支出未済額	
2 総務費	1 政策費	I R (統合型 リゾート) 推進事業	円 13,530,000	円 -	円 13,530,000	円 -
2 総務費	2 国際費	海外プロジェクト 推進事業	4,818,000	-	4,818,000	-
2 総務費	3 総務費	職員研修事業	4,699,695	-	4,699,695	-
2 総務費	3 総務費	危機管理 システム等 更新事業	112,640,000	-	112,640,000	-
2 総務費	3 総務費	危機管理対策 経常事業	14,454,000	-	14,454,000	-
3 市民費	1 市民行政費	横浜文化体育館 再整備事業	136,186,600	45,429,000	90,757,600	-
3 市民費	2 地域行政費	区庁舎設備等 改修事業	25,707,000	7,060,000	18,647,000	-
4 文化観光費	1 文化観光費	観光施設維持 管理事業	51,799,999	-	51,799,999	-
6 こども 青少年費	2 子育て 支援費	地域子育て支援 拠点事業	9,900,000	-	9,900,000	-
6 こども 青少年費	2 子育て 支援費	親と子のつどい の広場事業	24,102,000	-	24,102,000	-
6 こども 青少年費	2 子育て 支援費	乳幼児一時 預かり事業	1,500,000	-	1,500,000	-
6 こども 青少年費	2 子育て 支援費	保育所等新型 コロナウイルス 感染症対策事業	481,909,184	-	481,909,184	-
6 こども 青少年費	2 子育て 支援費	私立幼稚園等 一時預かり 保育補助事業	20,932,000	-	20,932,000	-
6 こども 青少年費	2 子育て 支援費	私立幼稚園 2歳児受入れ 推進事業	596,000	-	596,000	-
6 こども 青少年費	2 子育て 支援費	放課後児童育成 新型コロナウイルス 感染症対策事業	154,983,000	-	154,983,000	-

事故繰越し繰越計算書

翌 繰 年 越 度 額	左 の 財 源 内 訳						一 般 財 源	説 明
	既 収 入 特 定 財 源	未 収 入 特 定 財 源				そ の 他		
		国庫支出金	県支出金	市 債				
円 13,530,000	円 -	円 -	円 -	円 -	円 -	円 -	円 13,530,000	感染症の影響により履行期限を延長したため
4,818,000	-	-	-	-	-	-	4,818,000	感染症の影響により納入が遅延したため
4,699,695	-	-	-	-	-	-	4,699,695	感染症の影響により業務が遅延したため
112,640,000	112,000,000	-	-	-	-	-	640,000	感染症の影響により業務が遅延したため
14,454,000	-	-	-	-	-	-	14,454,000	感染症の影響により納入が遅延したため
90,757,600	-	-	-	-	-	-	90,757,600	支障物の発生により工事が遅延したため
18,647,000	-	-	-	-	-	-	18,647,000	感染症の影響により業務が遅延したため
51,799,999	-	-	-	-	-	-	51,799,999	感染症の影響により業務が遅延したため
9,900,000	-	9,900,000	-	-	-	-	-	感染症の影響により納入が遅延したため
24,102,000	-	24,102,000	-	-	-	-	-	感染症の影響により納入が遅延したため
1,500,000	-	1,500,000	-	-	-	-	-	感染症の影響により納入が遅延したため
481,909,184	-	481,909,184	-	-	-	-	-	感染症の影響により納入が遅延したため
20,932,000	-	20,932,000	-	-	-	-	-	感染症の影響により納入が遅延したため
596,000	-	596,000	-	-	-	-	-	感染症の影響により納入が遅延したため
154,983,000	-	154,983,000	-	-	-	-	-	感染症の影響により納入が遅延したため

款	項	事業名	支出負担 行為額	左 の 内 訳		支出負担 行為予定額
				支出済額	支出未済額	
6 こども 青少年費	3 こども福祉 保健費	児童福祉施設 措置事業	円 18,678,000	円 -	円 18,678,000	円 -
7 健康福祉費	5 健康福祉 施設整備費	特別養護 老人ホーム 整備事業	8,736,000	-	8,736,000	-
7 健康福祉費	6 公衆衛生費	感染症・食中毒 対策事業	43,362,000	-	43,362,000	-
8 環境創造費	6 環境整備費	公園整備事業	74,495,300	49,416,370	25,078,930	-
9 資源循環費	2 適正処理費	施設管理事業	1,540,000	-	1,540,000	-
10 建築費	1 建築指導費	ブロック塀等 改善事業	300,000	-	300,000	-
11 都市整備費	1 都市整備費	東横線跡地 整備事業	10,540,200	4,216,000	6,324,200	-
11 都市整備費	1 都市整備費	旧上瀬谷通信 施設地区関連 事業化検討事業	84,700,000	1,240,000	83,460,000	-
11 都市整備費	1 都市整備費	拠点整備 促進事業	3,883,000	-	3,883,000	-
11 都市整備費	1 都市整備費	関内・関外地区 活性化推進事業	26,466,000	-	26,466,000	-
11 都市整備費	1 都市整備費	エキサイト よこはま22 推進事業	21,197,000	-	21,197,000	-
11 都市整備費	1 都市整備費	みなとみらい21 関連公共施設 整備事業	91,080,000	14,500,000	76,580,000	-
12 道路費	1 道路維持 管理費	道路修繕事業	74,619,380	32,010,000	42,609,380	-
12 道路費	1 道路維持 管理費	街路樹管理事業	4,627,700	2,166,000	2,461,700	-
12 道路費	2 道路整備費	道路特別 整備事業	257,202,425	26,007,000	231,195,425	-
12 道路費	2 道路整備費	街路整備事業	23,488,647	5,280,000	18,208,647	-

翌年 繰越 年度 額	左の財源内訳						説明
	既 特 定 財 源	未 収 入 特 定 財 源				一 般 財 源	
		国 庫 支 出 金	県 支 出 金	市 債	そ の 他		
円 18,678,000	円 -	円 18,678,000	円 -	円 -	円 -	円 -	感染症の影響により納入が遅延したため
8,736,000	-	-	8,736,000	-	-	-	感染症の影響により工事が遅延したため
43,362,000	-	-	-	-	-	43,362,000	感染症の影響により納入が遅延したため
25,078,930	-	-	-	-	-	25,078,930	感染症の影響により工事等が遅延したため
1,540,000	-	-	-	-	-	1,540,000	感染症の影響により納入が遅延したため
300,000	-	150,000	-	-	-	150,000	感染症の影響により納入が遅延したため
6,324,200	-	-	-	-	-	6,324,200	感染症の影響により工事が遅延したため
83,460,000	-	-	-	-	-	83,460,000	感染症の影響により業務が遅延したため
3,883,000	-	-	-	-	-	3,883,000	感染症の影響により業務が遅延したため
26,466,000	9,000,000	6,000,000	-	-	-	11,466,000	感染症の影響により業務が遅延したため
21,197,000	-	-	-	-	-	21,197,000	感染症の影響により業務が遅延したため
76,580,000	39,820,000	-	-	-	-	36,760,000	感染症の影響により業務が遅延したため
42,609,380	-	-	-	-	-	42,609,380	感染症の影響により工事が遅延したため
2,461,700	-	-	-	-	-	2,461,700	感染症の影響により工事が遅延したため
231,195,425	94,208,151	101,254,821	-	-	-	35,732,453	感染症の影響等により業務等が遅延したため
18,208,647	3,257,221	6,669,936	-	-	-	8,281,490	感染症の影響により業務が遅延したため

款	項	事業名	支出負担 行為額	左 の 内 訳		支出負担 行為予定額
				支出済額	支出未済額	
13 港湾費	1 港湾管理費	クルーズ旅客を 通じた市内経済 活性化推進事業	円 995,500	円 -	円 995,500	円 -
13 港湾費	2 港湾整備費	大黒ふ頭 自動車専用船 岸壁改良事業	2,783,000	-	2,783,000	-
17 諸支出金	1 特別会計 繰出金	市街地開発 事業費 繰出金	233,222,213	-	233,222,213	-
17 諸支出金	1 特別会計 繰出金	みどり保全 事業費 繰出金	858,000	-	858,000	-
一 般 会 計 計			2,040,531,843	187,324,370	1,853,207,473	-

翌年 繰越 年度 額	左の財源内訳						説明
	既収入 特定財源	未収入特定財源				一般財源	
		国庫支出金	県支出金	市債	その他		
円 995,500	円 -	円 -	円 -	円 -	円 -	円 995,500	感染症の影響により業務が遅延したため
2,783,000	-	-	-	-	-	2,783,000	感染症の影響により業務が遅延したため
233,222,213	152,658,213	-	-	-	-	80,564,000	工法変更に伴い工事が遅延したこと等のため
858,000	-	-	-	-	-	858,000	感染症の影響により業務が遅延したため
1,853,207,473	410,943,585	826,674,941	8,736,000	-	-	606,852,947	

款	項	事業名	支出負担 行為額	左 の 内 訳		支出負担 行為予定額
				支出済額	支出未済額	
(港湾整備事業費会計)						
1 港湾整備 事業費	4 新本牧ふ頭 整備費	新本牧ふ頭 第1期地区 整備事業	円 48,138,200	円 14,869,000	円 33,269,200	円 -
(市街地開発事業費会計)						
1 市街地開発 事業費	2 事業費	金沢八景駅周辺 整備事業	152,658,213	-	152,658,213	-
1 市街地開発 事業費	2 事業費	旧上瀬谷通信 施設地区 事業化検討事業	80,564,000	-	80,564,000	-
市街地開発事業費会計計			233,222,213	-	233,222,213	-
(みどり保全創造事業費会計)						
1 みどり保全 創造事業費	1 みどり保全 創造事業費	まちなかでの 緑の創出・ 育成事業	17,151,200	8,400,000	8,751,200	-
1 みどり保全 創造事業費	1 みどり保全 創造事業費	緑や花による 魅力・賑わいの 創出・育成事業	59,055,492	21,281,182	37,774,310	-
1 みどり保全 創造事業費	2 みどり保全 事業費	身近に感じる 地産地消の 推進事業	858,000	-	858,000	-
みどり保全創造事業費会計計			77,064,692	29,681,182	47,383,510	-

翌年 繰越 年度 額	左の財源内訳						説明
	既 定 財 源	未 収 入 特 定 財 源				一 般 会 計 入 金	
		国 庫 支 出 金	県 支 出 金	市 債	そ の 他		
円 33,269,200	円 -	円 -	円 -	円 -	円 33,269,200	円 -	感染症の影響により業務が遅延したため
152,658,213	-	-	-	-	-	152,658,213	工法変更に伴い工事が遅延したため
80,564,000	-	-	-	-	-	80,564,000	感染症の影響により業務が遅延したため
233,222,213	-	-	-	-	-	233,222,213	
8,751,200	-	-	-	-	8,751,200	-	感染症の影響により工事が遅延したため
37,774,310	-	-	-	-	37,774,310	-	感染症の影響により工事が遅延したため
858,000	-	-	-	-	-	858,000	感染症の影響により業務が遅延したため
47,383,510	-	-	-	-	46,525,510	858,000	

参 考

地方自治法施行令（抜粋）

（予算の執行及び事故繰越し）

第150条（第1項及び第2項省略）

3 第146条の規定は、地方自治法第220条第3項ただし書の規定による予算の繰越しについてこれを準用する。

（繰越明許費）

第146条（第1項省略）

2 普通地方公共団体の長は、繰越明許費に係る歳出予算の経費を翌年度に繰り越したときは、翌年度の5月31日までに繰越計算書を調製し、次の会議においてこれを議会に報告しなければならない。

（第3項省略）

地方自治法（抜粋）

（予算の執行及び事故繰越し）

第220条（第1項及び第2項省略）

3 繰越明許費の金額を除くほか、毎会計年度の歳出予算の経費の金額は、これを翌年度において使用することができない。ただし、歳出予算の経費の金額のうち、年度内に支出負担行為をし、避けがたい事故のため年度内に支出を終わらなかつたもの（当該支出負担行為に係る工事その他の事業の遂行上の必要に基づきこれに関連して支出を要する経費の金額を含む。）は、これを翌年度に繰り越して使用することができる。